

性暴力を根絶するための性教育を問う

大守 (川崎) 伊織^{*1}・小松 彩乃^{*2}・高田 千尋^{*2}

性暴力は、被害者の心身の健康状態に長年にわたって重大な悪影響を及ぼすことが知られている。本研究の目的は、日本における性暴力の実態を文献・資料によって調査し、性暴力を根絶するために求められる性教育を提議することである。内閣府が実施したアンケート調査によると、言葉による性暴力被害は 17.8%、同意のない性交等の被害は 4.1%と報告されていた。被害を受けた場所は学校 (22.5%) が最多であり、加害者との関係は、「通っていた (いる) 学校・大学の関係者 (教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など)」 (36.0%) が最も多く、被害者の半数以上は誰にも相談していなかった。これらのデータは、学校においてこそ、性暴力を根絶するための性教育を実施すべきであることを物語っている。しかしながら、学習指導要領に「性的同意」に関する指導は含まれておらず、教科書の記述も極めて限定的であった。性暴力のない社会を実現するためには、幼少期から絵本等を用いた教育やロールプレイを通じた実践的学習が望まれる。

キーワード：性教育，性暴力，レイプ，性的同意

1. 背景と目的

性暴力は魂の殺人と言われる。性暴力の被害者の 20-80% は、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) を発症し、ほぼ半数の被害者が生涯にわたって PTSD の診断基準を満たす⁽¹⁾。長期間にわたる精神的ダメージは重く、うつ病、不安症状、自殺念慮を経験し、2-19% が自殺を試みている⁽¹⁾。小児期の性的虐待も同様に深刻な健康への悪影響をもたらすことが知られている⁽²⁾。性暴力に関する世界的調査では、パートナーがいた 15-49 歳の女性の 27% が、生涯で親密なパートナーから身体的または性的、もしくはその両方の暴力を受けていると推定されている⁽³⁾。性暴力の発生頻度は高く、公衆衛生上の大きな課題ととらえられている⁽³⁾。しかしながら、日本では児童への性的虐待の通告件数は世界の報告に比べて非常に少なく、性暴力への社会的関心は必ずしも高いとは言えない状況がある。

2023 年 3 月英国 BBC によるドキュメンタリー「J-POP の捕食者 秘められたスキャンダル」⁽⁴⁾が報道された。この報道によって、ジャニーズ事務所の創業者がジャニーズ事務所に所属する少年に対し、長年にわたって性暴力をふるっていたことが白日の下に晒されることになった。創業者による性犯罪は 1999 年から週刊文春で報道されており、2002 年に東京高等裁判所で性的虐待の事実が認定されている。それにもかかわらず、私たちの社会は漫然と見過ごしてきた。男性の性加害・性被害に対する無知、無関心から、人命に関わる重大な犯罪として捉えてこなかったことに、私たちは大いに反省させられた。

日本の法整備に目を向けると、2019 年に複数のレイプ事件に相次いで無罪判決が出された⁽⁵⁾。刑法の「暴行・脅迫」や「抗拒不能 (被害者が物理的または心理的に抵抗できない状態)」と言った要件が厳格に考慮された判決であった。被害者が強い恐怖やショックで抵抗できなかったとしても、「同意がない」ことが証明されにくく、これらの要件は、レイプの実態からかけ離れたものであった。複数の無罪判決を受け、「フラワーデモ」⁽⁶⁾と呼ばれる抗議活動が始まり、過去に性暴力を受けた女性などが手に花を持って街頭に立ち、性暴力の根絶や刑法の見直しを訴えた。これらの社会的運動を背景に、2023 年に刑法の性犯罪規定が改正された。「暴行・脅迫」や「抗拒不能」の要件が見直され、不同意の性交を処罰対象とする「不同意性交等罪 (被害者

We Discuss What Kind of Sex Education Is Appropriate to End Sexual Violence

^{*1} 岡山大学学術研究院教育学域 700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1, Iori OHMORI (KAWASAKI), Faculty of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

^{*2} 岡山大学教育学部 700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1, Ayano KOMATSU, and Chihiro TAKADA, Faculty of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

の明確な同意がなければ違法)」が新設され、また、性交同意年齢が 13 歳から 16 歳へと引き上げられた。法改正は、性暴力の被害者を救済し、若年者をより適切に保護する第一歩を歩み始めたといえる。

しかしながら、日本においては、性被害は秘匿したほうがよいという無言の社会的風潮が強いように感じられる。例えば、2021 年の 10 万人あたりのレイプ件数は、日本では、わずか 1 件であるのに対し、スウェーデン 89 件、英国 53 件等である⁽⁷⁾。被害者が適切に保護される国では、認知される件数が増えることが指摘されており、件数が少ないことが、必ずしも発生件数が少ないことを意味するわけではない⁽⁷⁾。日本では、若年者への性暴力に関する調査研究は少なく、性暴力の実態は十分に明らかになっていない。

そこで本研究では、まず日本における性暴力の現状を把握すること、そして日本と世界の性教育を比較することによって、性暴力を根絶するために、日本の性教育に取り入れられる内容を検討することにした。

II. 研究方法

1. 日本における性暴力の現状

内閣府によって行われている男女間における暴力の実態に関する調査や若年層の性暴力被害の実態に関する調査を参考にした。障害者に対する性暴力に関しては、CiNii や PubMed を用いて論文検索した。

2. 性暴力を防ぐための日本と世界の性教育の現状

学習指導要領及び解説に示されている「性に関する指導」や文部科学省によって発行されている「生命（いのち）の安全教育」の指導の手引きから日本の性教育の概要をまとめた。世界の性教育としては、国際的な性教育の指針となっている「国際セクシュアリティ教育ガイダンス（ITSE, International technical guidance on sexuality education）」の包括的性教育を参考にした。性暴力を根絶するために、特に「性的同意」に着目して、その記載内容の違いを比較した。

III. 結果

1. 若年層における性被害の実態調査

内閣府が 2021 年～2022 年に実施した 16 歳から 24 歳の若年層を対象としたオンラインアンケートおよびヒアリング調査「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」（内閣府令和 4 年度調査）（回答者の属性は、有効回答数 8,941 人のうち、女性 6,601 人、男性 2,075 人、X ジェンダー・ノンバイナリー 129 人、その他 36 人、答えたくない 100 人）⁽⁸⁾、性暴力にあった割合は、「言葉による性暴力被害」＝17.8%、「視覚による性暴力被害」＝7.4%、「身体接触を伴う性暴力被害」＝12.4%、「性交を伴う性暴力被害」＝4.1%、「情報ツールを用いた性暴力被害」＝9.7%であった。性暴力においては、その定義が重要であるので、表 1 に本調査で用いられた定義を示しておく。性自認別に性被害に遭遇する割合は、いずれの性暴力においても頻度が高いのは、X ジェンダー・ノンバイナリー、女性、男性の順であった（「その他・答えたくない」回答者群を除く）。

表 1 性暴力被害の分類と例示⁽⁸⁾

分類	例示
言葉による性暴力	言葉で性的な嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた、いやらしいことを言われた 等
視覚による性暴力	相手の裸や性器を見せられた 等
身体接触を伴う性暴力	体を触られた、抱きつかれた、キスをされた、相手の体を触らせられた、服を脱がされた・脱がせられた、性器を押し付けられた、体液をかけられた 等
性交を伴う性暴力	相手の身体の一部や異物を無理やり膣や口、肛門に挿入された、避妊なしに性

	交させられた 等
情報ツールを用いた性暴力	インターネット・携帯電話・スマホなどで性的に嫌な経験をした、見たくない画像や動画を見させられた、下着や裸を撮影された、下着姿や裸の写真を送るよう強要された、なりすました相手から性的な嫌がらせを受けた 等

加害者との関係は、「交際相手・元交際相手」が8.3%で最も多く、知り合う場面は「通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）」（36.0%）が最も多かった。次いで、「まったく知らない人」（32.5%）、「SNS などインターネット上で知り合った人」（14.0%）、「職場・アルバイト先の関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）」（11.0%）となっていた。被害にあった場所としては、学校（22.5%）が最も多く、次いで公共交通機関（16.8%）（本調査では身体接触を伴う性暴力は痴漢が多い）、インターネット上・SNS アプリ上（11.9%）となっていた。また、被害に遭ったときの相談状況は、「どこ（だれ）にも相談しなかった」（47.3%）との回答が最も多く、約半数は相談につながっていない状況にあった。相談しなかった理由としては「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」（36.0%）との回答が最も多かった。

2. 障害者における性被害の実態

障害者における性被害の調査研究は非常に少ない。小規模な調査ながら、岩田らによって行われた18歳以上の発達障害と診断された、または発達障害が疑われる男女を対象にした調査がある⁽⁹⁾。この研究によると、発達障害当事者の居場所である東京都新宿区にある Necco カフェ内に調査票を設置し、希望者によって調査票に無記名式で回答してもらう方法で実施されていた。性暴力被害を「一度でも受けたことがある」者は32名中23名（71.9%）であり、何度も被害に遭っている人もいた⁽⁹⁾。

DPI 女性障害者ネットワーク（2012）が実施した「障害のある女性の生きにくさに関する調査」によると、87名中45名（35%）が性暴力を経験していることが報告されている⁽¹⁰⁾。内閣府が実施した、若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている支援団体、14団体を対象とした「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」では、事例268件のうち障害の有無に関する回答があった127件について障害が「あり」とみられる事例が70件報告されており、見受けられた障害の種類としては、発達障害が16件、精神障害が19件、重度知的障害が9件、解離性障害が6件、知的障害が5件、パーソナリティ障害が5件、双極性障害が4件であり、性暴力被害者の55%が何らかの障害を抱えていることが報告されている⁽¹¹⁾。これらの調査では、健常者よりも障害者は性被害に遭いやすいということが指摘されている。

3. 性暴力を防ぐための日本と世界の性教育の比較

日本の性教育には、学習指導要領及び解説に示されている「性に関する指導」や文部科学省によって推進されている「生命（いのち）の安全教育」がある。学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ること、などに配慮するとともに、④事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが大切である。【学習指導要領解説（保健体育編）】⁽¹²⁾

（1）日本の教科書における性的同意に関する記述

「性的同意」に関連する教科書での記載を以下にまとめた。

表 2 小学校教科書「性的同意」に関連する記述

記載内容	教科書
「同意」をもらおう 何かをするときは相手が「同意」しているか聞いてみましょう。相手が賛成なら「いいよ」と言ってくれます。これが「同意」をもらうということです。もし「同意」がもらえないなら、「それは相手の「境界線」を超えてしまう事なので、やめましょう。	13
わたしたちの体はとても大切なものです。特に、水着で隠れる部分は、自分だけのとても大切な場所です。水着でかくれる部分を他人に見せたり、さわらせないようにし、他人のことも見たり、さわったりしないようにしましょう。 体を見られたり、さわられたりして、いやだなと思ったときは、はっきり「いやだ」と言いましょう。また、その場からはなれて、信らいてできる大人に相談しましょう。	14
記載なし	15、16、 17、18

表 3 中学校の教科書の「性的同意」に関連する記述

記載内容	教科書
性的欲求が強くなったりします。・・・こうした正式は、個人によって違います。にも関わらず、相手も自分と同じだと思い込んだり、自分の気持ちを一方的に押しつけたりして、相手をきずつけてしまうことがあります。	19
（性の意識）の違いを理解しないために、自分勝手な思いこみで相手を傷つけたり、無理して相手に合わせたために自分が傷ついたりすることがあります。	20
性的欲求が強くなり、性衝動が生じて戸惑うことがあります。…しかし、こうした性意識には個人差があります。それを知らずに、相手も同じだと思いこんだり、自分の気持ちを一方的に押しつけたりして、相手をきずつけてしまうことがあります。	21
強い性的欲求が起こったりします。こうした性意識の変化は、…その速さや遅さ、感じ方には性差や個人差があります。この違いを理解しないでいると、自分勝手な思い込みで相手を傷つけたり、無理して相手にあわせたために自分が傷ついたりすることがあります。一時的な感情に流されず、多様な感じ化や考え方がることを理解し、自分と相手の将来を考えて、互いに尊重し、高めあえる関係をつくることが大切です。	22
性衝動が起こるなど、…これらは自然な心の変化ですが、自分だけの気持ちや性衝動に任せて行動すると相手を傷つけたり、望まない妊娠を招いたりすることがあります。一時的な感情に流されず、自分の気持ちや行動をコントロールすることが必要です。	23
性の意識や行動には個人差と男女差があります。こうしたお互いの違いを理解して、中学生らしく付き合っていくことが大切です。 性への正しい理解と行動は、相手のことをよく理解しよう、尊重しようとする態度から導かれます。 お互いの性に対する意識や行動の違いを理解し、自分らしさを大切にして、相手の良さを認め合い、高め合える人間関係を築いていくことがとても大切です。	24

（２） 生命の安全教育

生命の安全教育は、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることができることを目標としている。また、学習を通じて児童・生徒に身につけさせたい資質・能力の目標を示す学習のねらいと指導内容を幼児期、小学校低・中学年、小学校高学年、中学校、高校、特別支援学校と発達段階に分け、定めている⁽²⁵⁾。

■ 幼児期におけるねらい

- 自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識すること。
- 自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を身に付けられること。
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを意識すること。

■ 小学校低中学年におけるねらい

- 自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を理解できるようにするとともに、大切なところを守るルールを理解できるようにする。
- 自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになる場面について考え、このような場面が起こったときの対応方法を身に付けることができるようにする。

■ 小学校 高学年におけるねらい

- 自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにする。

■ AV 出演強要〈生命の安全教育〉

（『指導の手引き』にねらいの記載無し）

（３） 世界における性教育の概要

国際的な性教育の指針となっている「国際セクシュアリティ教育ガイダンス（ITSE, International technical guidance on sexuality education）」（以下「ガイダンス」とする）では、質の高い「包括的なセクシュアリティ教育」（以下「包括的性教育」とする）を提唱し、健康と福祉を促進し、人権とジェンダー平等を尊重し、子どもや若者が健康で安全で生産的な生活を送ることができるようにすることを目的としている⁽²⁶⁾。

包括的性教育における「性的同意」に関する内容は「4.2 同意、プライバシー、体の保全」に記載がある⁽²⁶⁾。ガイダンスでは、「同意についての教育は、健康的で尊重し合える関係を築き、良好な性の健康を促進し、潜在的に脆弱な人々を被害から保護するために不可欠であるとし、他者の個人の境界線を認め、尊重するように若者に教えることは、誰もが積極的に性的行動をとり、またはそれを拒否し、またはいつでも同意を取り消すことを恥じない社会の実現に役立ちうる」としている⁽²⁶⁾。

また包括的性教育では、性暴力における知識を身につけ、不当な行為であることを認識し、性暴力に直面した場合、信頼できるおとなへのアプローチや、起きたことの説明ができるように、5～8歳における学習から目標が定められている。これらの同意する/しないの意思決定やリスクの見極め、交渉能力といった力を子ども達が身につけるには、シミュレーションやロールプレイが効果的であるとしている⁽²⁶⁾。

IV. 考察

1. 日本の性被害の現状

日本のレイプ件数は、人口 10 万人あたり 1 件である⁽⁷⁾。この数字を見る限りでは、日本での性被害は世界と比べてとても少ないと思われるかもしれない。しかし、前述の内閣府調査から、実際には、4%の人が性交を伴う性暴力の被害に遭っていることを示していた⁽⁶⁾。また、被害が起きる場所のトップは学校であり、加害者は「交際相手・元交際相手」「通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）」、といった顔見知りが多い状況にあった。世界的な調査においても、性暴力は親密なパートナーから受けることが報告されており⁽³⁾、日本でも同様のことが言えるのかもしれない。また、被害者の約半数は相談につながっていないことも大きな課題である。性暴力被害は依然として非常に汚名を着せられた経験であり、暴行の責任は被害者にあると言う社会的「レイプ神話」が関連することが指摘されている⁽¹⁾。性暴力の深刻さを過小評価したり、被害者を責めることにつながらないように、社会全体の認識を改めなくてはならない。

日本においては、障害者に対する性暴力の被害調査は乏しく、小規模な調査しか見当たらなかった。限られたデータではあるが、発生頻度は健常者の数倍高いと推測される。世界的なメタ分析では、障害者は障害のない人よりも性暴力を受けるリスクは 2-4 倍高いと報告されている⁽²⁷⁾。障害のある人が性被害に遭うリスクが高くなる要因としては、社会的孤立、性教育の不足、性的衛生管理を含む他者への依存、身体的防御力の低下、性被害を訴えるコミュニケーション障壁などが指摘されている⁽²⁷⁾。内閣府（2018）の「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書でも、障害の特性から、性被害を受けていても「被害」と認識することが難しいこと等から、繰り返し性暴力を受けたり、性風俗において経済的性的に搾取されたりする場合もあることが報告されている⁽¹⁰⁾。また、たとえ医療機関や福祉サービス等につながっていたとしても性被害を受けた本人が、被害を明確に認識し、支援者等に適切に伝えることが難しいこと等から、被害が潜在化し、再被害の防止に向けた適切な支援につながりにくい状況にある⁽¹¹⁾。

2. 日本の性教育における「性的同意」

「性的同意」は学習指導要領には定められていない。このことは、学校教育において必ずしも「性的同意」に関する教育が、実施されるものではないということを意味する。小学校の教科書 1 つに『相手が賛成なら「いいよ」と言ってくれます。これが「同意」をもらうということです。もし「同意」がもらえないなら、それは相手の「境界線」を超えてしまう事なので、やめましょう。』という記述があった⁽¹³⁾。明確に同意の意味がくみ取れるのはこの 1 冊のみであった。中学校の保健体育の教科書には、性的同意を求めること、性的同意がなければ相手に対して行為を起こしてはいけないことを教える記述はなかった。「一時的な感情に流されず、自分の気持ちや行動をコントロールすることが必要です。」という記述では、相手とのコミュニケーションの中で性的同意を求めることの重要性が伝わってこない。

また、「～してはいけない」という表現の多用も、2 つの側面から問題が生じうる。第一に、子どもが被害に遭ったときに自己責任を感じやすくするリスクがある。第二に、包括的性教育の基本的価値である「良好な性の健康（sexual well-being）」⁽²⁶⁾の視点を欠いている。性暴力・性的虐待をうけた被害者が、自己責任、恥、罪悪感等の感情をもち、そういった感情が被害後の PTSD やうつと強く関連することは広く知られている⁽¹⁾。性被害に遭った子ど

もたちが「自分にも落ち度があった」と自責の念にとらわれ、適切な支援を受ける機会を逃す危険をなくす記述が求められる。「加害者に責任がある」という視点を持たせ、被害に遭った場合にどこへ相談すべきか、どのような支援が受けられるのかといった実践的な教育を行うことも、被害を重症化させないために必要であろう。現在、世界中で初婚年齢が上昇しており、結婚するまで禁欲することを推進する教育プログラム（Abstinence-Only Until Marriage）は科学的・倫理的観点からも疑問視されている⁽²⁸⁾。それに対して、包括的性教育プログラムにおける性的同意を原則とした教育は、避妊利用増加・望まない妊娠の予防・親密な関係における暴力抑止といった点で有効であると報告されている^{(26) (29)}。

子どもたちには発達段階に応じた「性的同意」学ぶ機会を提供し、性的意思決定やコミュニケーションスキルを身につける教育が重要である。幼年期には「自己・他者の身体の境界」の尊重を学習し、思春期以降に「相互同意」に焦点を移すという段階的アプローチが考えられる。包括的性教育では、以下のステップでの教育が紹介されている。5-8 歳では誰もが、自らのからだに誰が、どこに、どのようにふれることができるのかを決める権利をもっている事を理解する、9-12 歳では、望まない性的な扱われ方とは何かを知り、成長に伴うプライバシーの必要性を理解する、12-15 歳では、誰もが、性的な行為をするかしないかをコントロールする権利をもち、またパートナーに積極的に自分の意思を伝え、相手の同意を確認すべきである事が述べられている⁽²⁶⁾。

具体的な教育方法として、ここでは3つを提案したい。

1 つ目は、絵本を使う方法である。絵本の読み聞かせを行いながら学習をすることで、子ども達が楽しく「性的同意」について学ぶことができ、文字以外にも絵があることで、細かな感情を直観的に理解することができる。

2 つ目は、たとえ話を使う方法である。教師が「同意」というものはこういう概念であると教えたとしても、子ども・若者が理解し、自分事として捉えることができなければ、「性的同意」について知識・力を身に付けることができたとは言えない。

ここで、「性行為」を紅茶に例えて、性的同意の意味を子ども・若者向けに教えている事例を紹介したい。「性行為」を「紅茶」に例えることで、紅茶を飲みたくないと言ったら無理やり飲ませたりしないのと同じで、どのような行為であっても相手の同意なしで行ってよいものはないということを分かりやすく学ぶことができる。また、「嫌だ」ということは、いつでも言っていいいこと、一度同意していたとしても、途中で変えて断る権利があることを学ぶことができる。「性行為を紅茶に例えて説明する」という動画は、イギリスの警察によって作成されたものである。これは遠い海外だけの取り組みということではなく、日本でも、総務省ホームページで「バームクーヘン」をたとえて用いることで「性的同意」について国民に広く知ってもらおうとする取り組みがなされている⁽³⁰⁾。このように、たとえ話をを用いることで、子ども・若者が「同意」について想像しやすい出来事となり、相手が望まないことはしてはいけない、「同意」がない行為はしてはいけないということを自分事として捉え学ぶことができる。

イラストは、高田千尋が、文章は小松彩乃と高田千尋が作成した。



「紅茶はいかが？」とあなたが尋ねたとき、相手が「飲みたかったんだ。ありがとう。ぜひ！」と答えたら相手も紅茶が飲みたいことがわかるね。



相手が「うーん、どうしようかな」と答えたのなら、あなたは紅茶を淹れても淹れなくてもいいよ。だけど、淹れたとしても相手が飲むとは限らないよ。もし相手が飲もうとしなかったらここが重要。相手に無理やり飲ませない。あなたがわざわざ紅茶を淹れてあげたとしても相手に飲まなければならない義務はないんだよ。



相手が「いりません」と答えたのなら、淹れるのをやめよう。少しもいらないよ。ただ、やめるだけ。



むりやり飲ませたりそれに対して怒ったり迷惑をかけたりしないこと。
紅茶はいらない、ただそれだけ。



「いただきます。親切にどうも」と言ったのにいざ紅茶を出したら、いらないということもあるかもしれないね。



「せっかく淹れたのに」というつづきかもしれないけど、その場合でも、相手に飲む義務はないんだよ。前は飲みたかったかもしれない。でも今はいらないんだ。でも、それは全然かまわないんだよ。だって、誰にも、紅茶を飲む義務も飲ませる権利もないんだから。



もし相手が酔っていて意識がないのなら、紅茶を飲ませるのはやめよう。意識のない人は紅茶を飲みたがらないよ。そして「紅茶を飲みたいですか」という質問に答えられない。だって意識がないんだからね。



もし飲みたいかどうか相手に尋ねたときには、はっきりした意識で「飲みたい！」と返され、あなたがお湯を沸かしミルクを入れている間に相手が意識を失っていたのなら、その場合、あなたは、紅茶は置いて、相手の安全を確認すること。ここが再び重要。決して相手に無理やり飲ませない。



相手が先週紅茶を飲みたがったからといって常に紅茶を淹れてもらいたがっているわけではないよ。「先週は飲みたいと言っていたじゃないか」と紅茶を淹れ突然相手の家におしかけて「先週は飲みたいと言っていたじゃん」と無理やり飲ませたり「でも昨日はほしがっていたよね」と寝ている相手に無理に流し込んだりしないでね。



欲しくない人に紅茶を飲ませることがどれほど馬鹿げたことが理解できて相手が紅茶を飲みたいことも理解できるなら、「同意」について理解することは難しくないよ。



3つ目、ロールプレイなどの体験的な学習を行う方法である。実際に日常生活で起こりう

るシチュエーションを用いて子どもたちが役割を演じて学び、シミュレーションをしておくことで、実際に子ども達が性暴力の被害に遭った際に適切に対応することができ、実践力を身に着けることができる。

V. まとめ

本研究では、日本においても諸外国とほぼ同様の頻度で、性暴力が蔓延していることを示した。若年層の性暴力の実態として、加害者は顔見知りであること、学校で起きていること、女性以上にXジェンダー等が性被害に遭いやすく、障害者も性被害に遭いやすいことが指摘されていた。性暴力の頻度の高さを考慮すると、学校の協力下で一斉に性被害調査をしてはどうだろうか。また、「性的同意」に関する教育にも改善の余地がある。「性的同意」は、自分もパートナーも尊重するために必要なものである。同意を求める力が身につけば、性暴力を未然に防ぐことができると考える。本研究では深く取扱うことができなかったが、Xジェンダー等が性被害に遭いやすいという事実から、性の多様性と尊重も性教育のなかで重点的に教える必要があろう。

引用文献

- (1) Dworkin ER, Menon SV, Bystrynski J, Allen NE. Sexual assault victimization and psychopathology: A review and meta-analysis. Clin Psychol Rev. 2017;56:65-81.
- (2) Hailes HP, Yu R, Danese A, Fazel S. Long-term outcomes of childhood sexual abuse: an umbrella review. Lancet Psychiatry. 2019;6:830-839.
- (3) Sardinha L, Maheu-Giroux M, Stöckl H, Meyer SR, García-Moreno C. Global, regional, and national prevalence estimates of physical or sexual, or both, intimate partner violence against women in 2018. LANCET. 2022;399:803-813.
- (4) モビー・アザー. 加害が明るみに……それでも崇拝され 日本ポップス界の「捕食者」, BBC News. 2023, <https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-64832492>, (参照 2025-02-01).
- (5) テッサ・ウォン, 白石早樹子. 日本に「性的同意」は広まるのか 刑法改正への期待と不安, BBC News. 2023, <https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-65807916>, (参照 2025-02-01).
- (6) 安藤光里. 性暴力を許さない 広がる「フラワーデモ」, 読売新聞オンライン. 2019, <https://www.yomiuri.co.jp/otekomachi/20190617-OKT8T155443/>, (参照 2025-02-01).
- (7) World Population Review. Rape Statistics by Country 2024, <https://worldpopulationreview.com/country-rankings/rape-statistics-by-country>, (参照 2025-02-01)
- (8) 令和3年度若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業. 若年層の性暴力被害の実態に関する オンラインアンケート及びヒアリング結果, 2022. https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r04_houkoku/01.pdf, (参照 2025-02-16).
- (9) 岩田千亜紀, 中野宏美. 発達障害者への性暴力の実態に関する調査, 東洋大学社会学部紀要. 2019, 56(2), p. 23-37.
- (10) DPI 女性障害者ネットワーク. 障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複差別実態調査報告書, 2012.
- (11) 内閣府. 「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事

業」報告書，2018.

- (12) 文部科学省. 指導の手引き, https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/assets/file/inochino-anzenkyouiku-tebiki.pdf, (参照 2025-02-02).
- (13) 渡辺正樹, 他 19 名. 小学校保健 5・6 年. 株式会社光文書院, 2024, p19.
- (14) 大津一義, ほか 20 名. 新版たのしい保健 5・6 年. 大日本図書株式会社, 2024, p36.
- (15) 戸田芳雄, ほか 45 名. 新編新しい保健, 5・6. 東京書籍, 2024.
- (16) 成田十次郎 ほか 15 名. 新わたしたちの保健 5・6 年. 株式会社文教社, 2024.
- (17) 森良一, ほか 14 名. 新小学校保健, 5・6 年. 株式会社 大修館書店, 2024.
- (18) 森昭三, ほか 23 名. 新・みんなの保健, 5・6 年. 株式会社 Gakken, 2024.
- (19) 森昭三, 佐伯年詩雄, 他 28 名. 中学保健体育. 株式会社学研教育みらい, 2012.
- (20) 本村清人, 衛藤隆, ほか 24 名. 中学校保健体育. 株式会社大修館書店, 2016.
- (21) 森昭三, 佐伯年詩雄, 他 32 名. 中学校保健体育. 株式会社学研教育みらい, 2021.
- (22) 友添秀則, 衛藤隆, ほか 24 名. 最新 中学校保健体育. 株式会社大修館書店, 2021.
- (23) 戸田芳雄, ほか 37 名. 新しい保健体育. 東京書籍, 2021.
- (24) 池田延行, 大津一義, 他 30 名. 中学校保健体育. 大日本図書株式会社, 2021.
- (25) 文部科学省. 学校における性に関する指導について, <https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000838180.pdf>, (参照 2025-02-02).
- (26) 浅井春夫, 艮香織, 田代美江子, 他訳. 国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】—科学的根拠に基づいたアプローチ. 明石書店, 2020, p. 20-159, p. 183-184.
- (27) Mailhot Amborski A, Bussi res EL, Vaillancourt-Morel MP, Joyal CC. Sexual violence against persons with disabilities: A Meta-analysis. Trauma Violence Abuse. 2022;23:1330-1343.
- (28) Society for Adolescent Health and Medicine. Abstinence-only-until-marriage policies and programs: An updated position paper of the Society for Adolescent Health and Medicine. J Adolesc Health. 2017;61:400-403.
- (29) Society for Adolescent Health and Medicine. Promoting sexual consent principles in the sexual and reproductive health care of adolescents and young adults. J Adolesc Health. 2023 Jul;73:205-209.
- (30) 内閣府大臣官房政府広報室. もっと話そう、理解しよう #性的同意 ～基礎編～, 政府広報オンライン. 2023, <https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202311/video-270758.html>, (参照 2025-02-16).